

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 発 生 日 時 令和3年4月22日（木）午後2時15分頃
- 2 発 生 場 所 加古川市平荘町山角1021番8地先 緊急用河川敷道路上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市内在住 個人
- 4 事 故 の 概 要 市公用車が緊急用河川敷道路を横断しようとした際、同道路を自転車で行中の相手方自転車に接触し、相手方が負傷するとともに、自転車が損傷した。
- 5 損 害 の 程 度 相手方 人的損害 右手中指末節骨骨折、腰椎捻挫その他
物的損害 自転車
- 6 過 失 割 合 等 市：85 相手方：15
専決日：令和3年10月15日 示談成立日：同年10月21日
- 7 損 害 賠 償 の 額 231,048円（人的損害に対する賠償額については229,688円（自動車損害賠償責任保険の保険金支払基準を適用することにより229,688円×100%）、物的損害に対する賠償額については、1,360円（1,600円×85%）
- 8 予 算 措 置 等 当該事故に関する損害賠償金231,048円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。